

上下水道料金システム用端末等賃貸借 仕様書

この仕様書は、宮崎市（以下「発注者」という。）における上下水道料金システム用端末等賃貸借（以下「本契約」という。）に伴う機器等の調達について、必要な仕様を定める。

1. 契約の範囲

本契約の範囲は、機器の借入、搬入、初期設定及びソフトウェアの借入、搬入、発注者に対する諸手続き等を含むものとする。

本入札仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

2. リース期間

本契約におけるリース期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日とする。

3. ハードウェア・ソフトウェアの性能、数量

調達するハードウェア・ソフトウェアは、別添「調達仕様書」を参考にすること。

4. 機器等の搬入、据置、既存機器の運搬

(1) 受注者は各機器等を別添「上下水道料金システム用端末等賃貸借 納入要件」に従い、発注者へ引き渡すこと。

(2) 受注者は、発注者に引き渡しを完了するまでの間、機器等の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故についてその責を負うものとする。

(3) 受注者は、業者名・リース期間など発注者が指示する必要な情報をラベルに記載し機器に貼付けし納品するものとする。

(4) ソフトウェアなどのディスク類やライセンス証明書などの書類については、発注者の指示に従い分類し、ディスクブック等に格納し、納品すること。

5. 本契約満了後の機器等の返却

本契約満了や途中解約等により、各機器等の返却が必要となった場合、発注者が指定する場所（宮崎市内）からの返却にかかわる運搬費用などについては、受注者が負担することとする。

6. その他

本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議するものとする。

以上

上下水道料金システム用端末等賃貸借 納入要件

- 調達仕様書記載の機器等については、令和8年7月末日までに、以下に納入する。
【場所：宮崎市上下水道局 料金課 ※搬入先の詳細は後日指示する】
- 賃貸借契約期間が満了したときは、各機器等の返却については、受注者負担とする。
- 機器本体表裏両面に納入業社名／リース期間（開始～終了）に併せ、発注者の指定する端末名等の必要な情報をラベルに記載して貼付けし納品すること。（詳細は別途指定）
- ユーザー登録や保証書の記入等の納入に必要な書類の記入、登録の手続き等を行い、ファイリングして納入を行うこと。（インストールディスクやリカバリディスクなども同様とする）
- その他、機器設定等について発注者の要望に対し、柔軟に対応すること。